

令和 6 年度第 1 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 1 0 月 2 9 日

担当部・課：復興企画部 D X 推進課〔内線 4 2 6 8〕

① 件 名
児童手当法の改正に伴う石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 令和 6 年 6 月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、児童手当法の一部が改正されたことにより、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を見直す必要が生じた。 【目的】 関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 6 月 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の公布による児童手当法の一部が改正（施行期日：令和 6 年 1 0 月 1 日）
⑤ 主な内容
児童手当法の改正に伴い特例給付が廃止されたことから、特定個人情報の利用業務を定めている石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 を改める。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 法令の改正に伴い関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
全国の自治体でも同様の改正が行われる。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 1 2 月 市議会第 4 回定例会に石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日） 併せて、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を改正する。
⑨ その他